

男女共同参画会議 基本問題・影響調査専門調査会  
女性の活躍促進ワーキング・グループ（第3回）議事録

1. 日 時：平成24年11月1日（木）17：00～19：00
2. 場 所：中央合同庁舎第4号館1214特別会議室
3. 出席者：鹿嶋座長、辻村座長代理、上村委員、碓井委員、榊原委員、中窪委員、  
藤谷委員、巻委員、山本委員
4. 議 題：公共調達分野における検討

5. 議事録

○鹿嶋座長

ただいまから、第3回「女性の活躍促進ワーキング・グループ」を開催いたします。お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

本日は、岡田、岡本、山川委員のお三方が御欠席のため、出席委員は9名となっております。

それでは、早速、本日の議題に入ります。本日は、公共調達分野における議論を行いたいと考えており、会計法を所管されている財務省から主計局法規課の照井補佐にお越しいただいております。よろしくお願いいたします。

それでは、まず、事務局から資料の説明をお願いします。

○恩田調整官

それでは、私から資料の説明をさせていただきます。

まず、資料の確認でございます。事務局からの資料が1～6まで、そして、委員提出資料が資料7、財務省の提出資料が資料8、参考資料が1～4までということで、あと、お手元に資料2の参考資料ということで、事例集をお手元に配付しています。御確認いただければと思います。

それでは、まず、資料1から御説明をさせていただければと思います。

資料1でございますが、こちらにつきましては、座長試案で指摘されております論点について、わかりやすくお示しをしたものになっております。

まず、上の吹き出しの部分でございますが、公共調達の入り口のところでございます競争参加資格の資格審査の段階でどのようなことが考えられるかというようなことを書いてございます。

この点、資料2で詳しく御説明をいたしますけれども、地方公共団体におきましては、社会性を評価する項目の1つとして男女共同参画の項目設定を行い、企業の取り組みを促

進しているところがございますけれども、現在、国ではそのような項目設定は行われていないという状況にあるわけがございます。

このことに関しまして、その下のところがございますが、会計法が要請いたします公平性、経済性の原則との関係の整理をどう考えるか。

さらに、仮に男女共同参画の推進を図ることが企業の成長性を高めることにつながるといことで捉えれば、現行法令の中で競争参加資格の経営の状況の一指標として考えられないかというようなことを書いているところがございます。

また、これに関連いたしまして、参考資料の1というものが後ろの方でございますが開けていただけますでしょうか。

参考資料1の5ページ目、その下のところを見ていただければと思うのですが、こちらは、2月の「基本問題・影響調査専門調査会」の報告書になるわけがございますが、下の今後の検討方向というところがございます。太字で書いてございますが、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの推進を図るための項目について、まずは地方公共団体等において発注者別評価における取り組みを進めることが必要であるというような形で書いてあるところがございます。

この点も資料2で説明いたしますが、地方公共団体における取り組みを進めてきているところがございますので、上のところに「その他の審査項目」と書いてありますが、これは公共事業の経営事項審査の項目にありますが、その他の審査項目の項目区分Wと書いてあるところがございます。ここで、例えば右の方を見ていただきますと、ISOの登録状況などについて既に加算項目として入っているところがございますので、男女共同参画とかワーク・ライフ・バランスの推進の関係も指標として盛り込むことができないかというようなことをあわせて御検討いただければと思っております。

それでは、お戻りいただきまして資料1でございます。

資料1の下の吹き出しでございますが、今度は出口のところになりますが、入札・契約の段階でどのようなことが考えられるかということがございます。

ここで、現在、男女共同参画に関わります調査、広報、研究事業等につきましては、総合評価落札方式を採用する中で評価項目として設定して、男女共同参画を進める企業の取り組みを促進しているところがございます。

こちらにつきましては、下の方のかぎで書いてございますが、現在14事業で、約2億円となっているところがございます。影響の範囲が少し狭いというようなことがございますので、上のところに行っていただいて、問題意識でございますが、これを少し弾力的に範囲を広げて考えていくことについてどうかというようなこと。

また、独立行政法人の発注する事業について要請することについてどう考えるかというようなことを書かせていただいているところがございます。

詳細は、資料3に書いてございます。

最後に真ん中の右の方の吹き出しでございます。会計法の特別措置という四角のところがございますが、こちらが別法によりまして、環境物品の調達でございますとか、障害者就労施設からの優先調達等が認められているということでございます。こういった方式についてどう考えるかということ掲げているところでございます。

また、その際には対象となる企業の基準、これをどうするかといったことも論点となるものと考えておるところでございます。

資料1の次のA3の資料は、先般の「基本問題・影響調査専門調査会」の報告書で整理をさせていただいたものをおつけしておりますので、御参考にしていただければと思います。

次に資料2でございますが、こちらが私どもで取りまとめさせていただきました地方公共団体の取り組みの実態でございます。

1ページおめくりいただきまして、1ページの「(2) 調査の方法」のところでございます。平成24年4月1日現在での取り組みを把握させていただいたものでございます。

2ページ目、上のところに2という項目が書いてございますが、こちらが公共工事の競争参加資格の設定状況となっております。

(1)のところにありますとおり、都道府県では設定団体数31団体ということで、66%の団体が男女共同参画の項目設定を行っているというようなことでございます。

政令指定都市につきましては9団体、45%という数になっております。市区町村では56団体ということで、これは全体に占める割合が3%というような形になっているということでございます。

5ページの3のところでございますが、こちらが物品の購入等の競争参加資格についてのどのような項目設定がなされているかということでございます。

公共工事よりも設定数は少ない状況になっておりますが、都道府県7、政令指定都市4、市区町村で3の団体が男女共同参画等の推進の項目設定を行っているというようなことを書いてございます。

次に7ページでございます。こちらが総合評価落札方式を適用する事業における男女共同参画の項目の設定状況ということになっているところでございます。

国のように調査、研究、広報事業、こういったことに総合評価落札方式自体を導入しているケースというのは、地方自治体にはほとんど見られないところでございまして、(2)で書いてございますが、公共工事、施設の管理業務、こういったときに総合評価落札方式の中で加点項目にしている事例が見られるというところでございます。

続きまして10ページの5でございますが、こちらは公共調達以外というか1～4まで以外の部分で、例えば(2)のところでございますが、①に書いておりますように、指名競争入札とか随意契約の場合、あとは④でございますが、例えばプロポーザル方式、こういったところの場合で、男女共同参画の項目を加点しているという事例があるということの御報告になっているところでございます。

13 ページの 6 でございます。こちらは公共調達とは関係なく、男女共同参画の取り組みで先進事例と各団体が考えているものを報告していただいたところでございますので、参考にいただければと思います。

あと、先ほど御紹介しました資料 2 の参考資料ということで、各団体の事例集、相当分厚い資料になっておりますが、お手元に配付させていただいております。これは、メインテーブルのところだけ配付をさせていただいているところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、資料 3 でございます。資料 3 は、先ほど資料 1 で説明いたしましたように、国の総合評価落札方式の状況の詳細でございます。

2 ページ目、具体的にどのような指標を用いて加点しているかというところを記載しているところでございます。

次に資料 4 でございます。こちらにつきましては、地方団体のいろんな独自の認証制度等につきまして、その対象企業の基準がどうなっているのかということを抜粋した資料でございます。

次の資料 4 の参考資料として、わかりやすいように具体的にどんな資料を用いて加点しているか、宮城県とか新潟県、そういった事例をつけておるところでございますので、こちらも参考にいただければと思います。

資料 5 の説明に移らせていただきたいと思います。

こちらは、女性活躍の推進を経営状況の一指標として捉えることについてどう考えるかという論点に関連する資料として、なでしこ行動計画を踏まえまして、この検討会と並行して検討を行っております「女性の活躍状況の資本市場における『見える化』に関する検討会」、こちらに提出させていただいた資料を紹介させていただいております。

まず、資料 5 の上の方でございますが、こちらにつきましては、世界では女性役員比率が高い企業の方が経営指標がよい傾向にあるというデータでございます。

また、下のところでございますが、日本におきましても女性の活躍推進に取り組んでいる企業は株式のパフォーマンスがいいというような資料を提供しております。

また、裏面の上の方でございます。ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業は何もしない企業に比べて粗利益率が 2 倍以上高いというもの。

下のところでございますが、多様な人材を活用する観点から、積極的にワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる企業については、取り組み後に企業の全要素生産性を向上させている傾向がうかがわれるというような形の資料になっております。

また、その他の研究成果等につきましては、参考資料 2 のところに載せておるところでございますので、こちらも参照していただければと思っております。

引き続きまして資料 6 でございますが、こちらは先般成立いたしました国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律、こちらの概要の資料になります。

来年の4月施行に向け、基本方針の準備等を現在行っているというような形で聞いているところでございます。

なお、参考資料1、こちらは先ほども御紹介させていただきましたが、今年2月の「基本問題・影響調査専門調査会」の報告書の抜粋でございます。

参考資料2が、女性活躍の効果に関する調査等の事例。

参考資料3は、優先調達の関係で中小企業者に関する国等の契約の方針の資料を添付しておるところでございます。

最後、参考資料4でございますが、こちらは米国におけます女性を支援する公共調達の取り組みの事例でございます。

以上、簡単でございますが、事務局から資料の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○鹿嶋座長

ありがとうございました。

続いて論点に関する御意見をペーパーで提出いただきました委員から説明をお願いいたします。時間の関係で、説明を一人10分程度でお願いできればと思います。

まず、碓井委員、どうぞよろしくお願いいたします。

○碓井委員

資料7-1をご覧くださいと思います。前にどこかに書いたペーパーを脚色したものでありますので、果たして論旨が通っているかどうか自信はないのでありますが、その関係で、座長からの問題提起の順番どおりにはなっていないことをお断りしたいと思います。

最初の基本原則、これは先ほども出てまいりました経済性とか公正性ということであります。

座長の問題提起の中に独立行政法人等の扱いのことが出ておりましたが、独立行政法人通則法によりますと、独立行政法人の財務及び会計に関し必要な事項は主務省令で定めることとされているのであります。この建前に従いますと、内閣の意思決定に基づきまして、主務大臣が省令制定ということを通じて例えば男女共同参画等の評価項目を設定するということを求めることが可能である。これは会計法の制約下にはないわけですから、そういうことが可能だということになります。

しかし、過度な関与は避けるという考え方が、本来、この制度を設けたときにあったと思います。そこで現在では、個々の独立行政法人が会計規程とか契約事務規則などのさまざまな名称の規定を設けまして、自己規律を行っているところであります。

会計検査院が契約状況を検査しているようではありますが、それによりますと、会計規程等による規律の内容もまちまちであるということでございます。

ちなみに、私個人の意見としては、今、ここで議論している問題はともかくとして、過度に中央政府の拘束を強めるということは、基本的に独立行政法人制度の趣旨に反すると考えております。

それから、契約の性質または目的次第では随意契約が可能だということになっておりますが、これは国の場合と地方公共団体の場合、微妙に文言の差がございまして、国の場合には「許さない」、地方公共団体の場合には「適しない」という文言の差がありまして、いわゆる協働契約と言われているような場合に、そのことが意味を持ってくるかもしれません。

3のところでありますが、男女共同参画に関する法令を遵守していること、あるいは男女共同参画に積極的に取り組んでいること等を競争参加資格とすること、あるいは指名基準に取り入れる方法があるのかということでございます。

次のところは法令の状況を示した上で、競争参加資格として定めることが、経済性、公正性を損なうことになるかということですが、これは必ずしもそういうことにはならないのではないかというのが、私の考え方であります。

アンダーラインをしてあるところ、契約の性質によっては、雇用の状況等を経営の状況として定めることが考えられると思います。

先ほども出てまいりましたが、公共工事の場合、経営事項審査の中には、例えば労働福祉の状況というのがありまして、これは、労働者の安全対策がとられているかとか、年金とか、そういったこと全てを含んでいると思いますが、そういう例もあるわけでありまして。経営事項審査の評点というものが競争参加資格に用いられているわけでありまして。先ほども出てまいりました「各府省の公共契約における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランスの評価項目の設定状況について」というのも、ある意味でその実績を示しているというわけです。

この文言だけからしますと、契約の性質が問われているわけではありません。地方公共団体の場合には競争参加資格として定めている場合があるわけですが、それはそういう解釈に立っていると思います。

アンダーラインしたところですが、男女共同参画社会基本法の存在ということで、「経営の状況」の解釈に反映させることは十分可能なことなのではないかと思っております。

問の公共工事と物品購入等に区分して検討すべきか、これは、受注から長いプロセスを必要としている公共工事や役務という場合と、単純な物品購入の場合で区別するという考え方は当然ありまして、そうであるからこそ、経営事項審査の場合には、ああいう労働福祉の状況などが入っているのかもしれないという気がいたします。

国の場合に競争参加資格として定める例が稀有な理由は何かということですが、これは、藤谷委員のペーパーにも出てくると思いますが、地方公共団体の場合に、予算執行権は公営企業を除いては首長に専属しているわけでありまして。

そうしますと、総合政策の立場から調達の場面でもそういうことを生かしたい、これはもっともな理由だということでもあります。ところが、国の場合には分担管理原則があるものですから、各省各庁の長というのはその役割の中でしか果たさないもので、なかなか進展しないということになります。

そうすると、今日も出ておりますように、特別法の制定によって打開するということになりまして、例えば環境を推進する環境省が推進して環境関係の法律をつくるということが当然考えられる。今までは議員立法によってきたことが多いようであります。

問の、企業の成長性を高めることにつながるとして、競争参加資格の経営状況に含めることができるかということですが、これはなかなか難しいのではないかと思います。一般的に経営の状況に含める、そういう理由でというのはなかなか難しいのでありまして、むしろ発注者のメリットとして説得する、こういうメリットがあるからやった方がいいです、そういうふうにするようになるのではないかと思います。

ただ、矢印で「契約の付帯的条項として、男女共同参画の推進に努める旨を盛り込むことが検討されてもよい」、これは、今日のテーマはポジティブアクションなのですが、前回の補助金もそうなのですが、補助金交付の相手方に交付の条件として、これに努めなさいとか、今回の公共調達の場合も、そういうのを契約の相手方に、契約条項の中に入れるという手は、ポジティブアクションとは別のレベルであるような気が私はいたします。

4のところは、「価格その他の条件」というのが国も地方も共通になっているということですが、その際の条件をどのように設定するかが大きな課題であります。

問のところは、品質確保の観点から合理的に説明できる分野が考えられないかということですが、これは、最も可能性があるのは雇用の状況です。それが調達に係る役務等の品質確保に影響する場面が本当にあるかどうかということは、吟味する必要があるだろうと思います。

それから、純粋なポジティブアクションとしての随意契約は、特に地方自治法の場合には、そこに書いてあるようなさまざまなものが個別列挙する方式になっていまして、そういう政令に列挙する方式を採用しますと、ますます、列挙されていないとだめだ、こういう反対解釈が成り立ってしまうわけであります。

ですから、そういう政令等に明示する方式と、特別法を制定する方式とがあるということになるでしょう。

最後の「今後の方向」というところでは、今までのおさらいみたいなものですが、1つは現行法令の解釈レベルで解決する。それから、立法による解決という場合に、契約一般法制による対応というのと特別法制定による対応、この分野ではあまり憲法による制約というのは少ないのではないかと思います。

立法の際の留意点としては、大企業と中小企業とを区別するか。このポジティブアクションというのが、ある意味で大きな呼び水と言いますか、政策を実現するために誘導するという意味からしますと、大企業というのも1つの手ではないかと思います。

特別法制定の場合に、国、独法、地方公共団体に共通にするかどうかという論点もあると思います。

地方公共団体については、最近、義務づけはすべきではない、地域主権に反するという議論がありまして、今、放っておいても先ほど来御説明のとおり進んでいるようでありますから、義務づけということをおぼしめる必要はないのかもしれない。

それから、先ほど申し上げたことの繰り返しですが、行政と男女共同参画推進協定のよなものを締結いたしまして、そういう締結した事業者から優先調達するといった方策も考えられる。にわか勉強ですが、兵庫県のそういう実施要綱を拝見しまして、県と事業者との間の協定が締結されているようです。ただ、優先調達につなげているかどうかは存じません。

以上で、私の報告といたします。

○鹿嶋座長

ありがとうございました。

続きまして、藤谷委員、よろしく申し上げます。

○藤谷委員

藤谷でございます。私の方は、いただいた論点ごとにお答えするという形でペーパーを作成させていただきました。

まず、第一のポイントについては大きく3つに分けられるだろうということで、①～③まで番号を振って、順番に私の考えるところを述べさせていただいているわけですが、まず第1点として、国と地方の現状の格差について、これは先ほど碓井委員からも御説明がありましたことを最初のところで述べさせていただいております。

すなわち、地方の場合には会計法令の枠内で民意を踏まえた首長さんのリーダーシップが発揮されやすい事情がある。それに対して国では、先ほど御説明がありましたように、もしあるとすれば内閣がリーダーシップをとるしかないわけですが、基本的には、放っておくとそれはないということでもあります。

この点で、先ほど事務局の方からも御紹介がありました官公需法、中小企業に対する受注の機会を確保するという、その枠組みの中でも国等の契約の方針というのは、閣議決定という方式がとられている。

今回、特別な法律をつくらないといけないのだろうかということで、もちろん特別法をつくれれば、それに越したことはないわけですが、官公需法の中身を見ますと、実は会計法令で経済性、公正性ということがうたわれていることを実質的に変更するルールというのは存在しておりませんで、国等の契約の方針の策定の義務を内閣に課して、さらに経産大臣に各省各庁の長に対してこの方針に従った調達を行ってくださいという要請を行う権限、そういった手続的なルールの集積にとどまるということでもあります。

ですので、ここはあまり自信がないところではあるのですが、特別法ができれば、もちろんそれに越したことはないわけですが、ない場合であっても、男女共同参画社会基本法というのを大きな授權規範としつつ、内閣のイニシアチブで方針というものを閣議決定するというような方法もあり得るかもしれない。



②に行きますけれども、その方針というものが具体的にどこまでできるのかと申しますと、これは逆に現行の会計法が公正性や経済性を犠牲にしてまで公共調達における、これは碓井委員の教科書からとらせていただいた言葉ですが、いわゆる付帯的政策、例えば中小企業政策、例えば環境政策、そして我々の男女共同参画ということですが、これを遂行することを認めていると論じることは少し難しいのではなからうかと。これは、補助金の場面と対比してもそうでありまして、とりわけ経済性の原則に反する契約の締結権限を行政に与えている、行政裁量の範囲内でやれるということは少し考えにくいということでございます。

ただ、経済性の原則と申しましても、これは一定程度幅を持った概念でございますので、広い、ある程度緩やかな解釈を入れる余地というのは、ないわけではないということでございます。法解釈論として受け入れられるかはちょっとわかりませんが、政策論としては男女共同参画を通じて社会の持続性の向上、これは前回の補助金の場面で私がプラスの外部性と申し上げたことにかかわってきますけれども、そういった企業の取り組みを促進するために公共調達を用いることが一概に全て排除されるとまでは言えないのではないかと、ということでございます。

また、社会性ということの評価する項目が、例えばそれが競争参加の可否にかかわる、白か黒かにかかわるものであれば、それはちょっと強過ぎると思うのですが、実際の事例を私にもわか勉強で幾つか見てみた感じでは、むしろ加点事由にとどまっているということであれば、手段の比例性の観点からもそれほど問題視はされないのではなからうかということでございます。

翻って、法が努力義務とするにとどめている項目を公共調達参加の可否を決する要件とすることは、やはり問題であろうということでございます。

ただ、例えば環境物品については、先ほど議員立法でなされたということが御紹介でございましたけれども、環境物品と比べた場合にも男女共同参画に資するという要件は少し漠然とし過ぎているのではないかと、やはり問題になるのではないかと思います。

例えば中小企業政策の場面でも、いわゆる分割発注の慣行というものが認められるのか否かというのが1つ論点としてございますけれども、あまりにあいまいなルール、付帯的政策を盛り込むことは、かえって現場に混乱と負担を押しつけることにもなりかねないということがまず1点。

それから、当然でございますけれども、法律及び予算に必ずしも男女共同参画ということが書き込まれていない場面においては、財政民主主義の観点からも若干疑問が呈されるかもしれない。この点については、補助金と共通する論点ということになります。

現行法では、これは論点のペーパーにもあったと思いますが、国の会計制度については、結局のところ財務大臣協議というのが1つのゲートキーパーとしての役割を果たしている

のだと思いますけれども、これについても男女共同参画関連事業を目的とする調達、調査、研究、啓発活動であるとか、そういったものについては、かなり認めやすいのではないかと。

あるいは、一番直接的なものに当たらないけれども、男女共同参画への貢献度を考慮する、調達に当たって要件に盛り込むことが経済性に矛盾しないどころか、むしろ寄与する調達というのがもし類型としてくくり出せれば、それはよいのではないかと。むしろ財務省と協力して、これについては後でもう一回述べたいと思いますけれども、そういった類型を議論して明確にしていくという考え方もあるのではないかと考えました。

第一の論点の③としては、そこに書いてあるとおりですが、公共事業かそれ以外かということよりももう少し広く、総合評価方式になじむとされてきた調達と価格情報のみで判断できるとされてきた調達の区別といったことが、むしろ考え方なのではないかということでございます。

第2点の経営の状況の一指標として位置づけられるかということにつきましては、これは先ほど確井委員からも詳細な御説明があったところでございまして、私としても基本的にはその考え方のラインでよろしかろうと存じております。

ここではあえて言うまでもないことを書いているわけですが、会計法令における契約の状況の考慮というものは、基本的に公共サービス提供という公共調達の目的の実現を担保するという点に引きつけて解釈されておりますので、漠然と男女共同参画の推進から企業の成長性というふうに結びつけると、ちょっといろいろなものが入り過ぎてしまって、かえって難しいかもしれないということを考えました。

つまり、十把一絡げに男女共同参画に資する、と言ってしまうよりも、会計法的にも正当化しやすいところと、そうではないところを切り分けた方が、むしろ望ましい調達が実質的に促進されるのではないかとということでございます。

先ほど事務局から御紹介のあった『見える化』の資料は大変興味深く、また、勇気づけられる資料でもあったと認識しておりますけれども、いわゆる社会科学的な観点から言うと、本日は御説明を省略されたのだと思いますけれども、ちょっと気になるところも幾つかございました。

例えば、単純な話として、儲かっている企業、これから成長する企業というのは当然これからも優秀な女性を人材として抱え込んでおきたいという動機が働きます。そういう企業は当然株価も伸びていくわけですが、女性の雇用と企業の成長という2つの要素の間に何らかの因果関係があるというわけではないですし、また、業種によっては女性をたくさん雇用することが経営的にも合理的な業界があり、その業界がたまたま今伸びているということかもしれないということでもあります。

私としては資料で示された方向が間違いということをお願いしたいわけでは全くありません。むしろここをもっとエビデンスベースドな形で強化していく、論証を固めていくことが有益なのではないかということでございます。

3 ページ目にまいりまして、以下はいずれも駆け足ということになりますけれども、独立行政法人の発注についてどうか、要請することについてどうかということについては、基本的には、先ほど確井委員からの御指摘がございましたけれども、法の趣旨に反しない限りで要請していくということはそれなりにあり得ると思うのですが、やはりここでもキーとなるのは政治的なリーダーシップということになるのではないかと。何となれば、各府省にはそれぞれ、当然ですけれども推進したい政策というのがあるわけですので、例えば環境政策と男女共同参画の政策が両方ぶつかり合ったときに両方盛り込むというのはどういうことなのだろうか。もちろん Win-Win になればいいのですが、そうでないかもしれないということがございます。

4 点目、総合評価落札方式において品質確保の観点からということでございますが、これは、やはり幾つかのシナリオに分けた方がいいのではないかとということでございます。

例えば、男女共同参画がなぜ必要なのかということに立ち返るわけですが、前回の御議論でも幾つも出てまいりましたが、まず、視点の多様性という点で望ましいということがあるわけですが、そうなりますと、男女が両方入っている方が当然さまざまな視点から検討される、それがアウトプットの品質にかかわるだろうということが比較的言いやすい分野、例えば調査・研究ということになるのだろうと思いますが、あるいは広報というものもそれに当たると思いますが、それはあると思います。

あるいはもう少し間接的になりますが、男女共同参画が潜在的な人材の有効活用という観点から正当化される局面というのは、全くないわけではないのではなかろうかということでございます。

例えば、そのこのペーパーには、各業種について業界内における男女共同参画のトップランナー数社にボーナスを与える制度。これは、何を念頭に置いているかと申しますと、現時点で労働市場に参画したいと考えている女性の数というのは、残念ながらまだまだ社会的構造のバイアスによって限られている。しかし、その中で女性雇用比率の高い企業ということであれば、確率論的に優秀な女性、人材活用という観点から一番良質な層を囲い込んでいる可能性はかなり高いのではないかと。もちろん当該企業は自分にとって利益になるからやっているわけですが、加えて社会全体にとってのプラスの外部性も見いだせるかもしれません。業種ごとに、と言ったのは、それぞれの職種・業種によって潜在的な女性労働者の数が違うことは考えられるので、それに配慮しようということです。もちろん、そういうことを法律に書き込むことは難しいのですが、政策論あるいは経済学的な発想からすると、そういうシナリオはあり得るのではないかとということでございます。

最後、立法措置の問題でございますけれども、正直、閣議決定と分担管理原則の観点から、実務上どちらがどの程度効いてくるかということについては、私は自信がないところではございますけれども、ただ、立法技術として考えたときに、会計法が経済性、公正性をうたっているときに、それを一般的に上書きする規定というのはやはり難しいであろうと考えております。その点で、環境物品というのは、特別扱いする範囲を明示的に書き込みや

すいということでやりやすかったのではないかと思うわけですが、例えば中小企業政策というのは、そのように明確に経済性と矛盾しない形で要件を書き込むことというのはなかなか難しいわけでございまして、実際にも若干の混乱が見られるところでございます。

となりますと、1つの考え方は、もちろん特別法でやるということなのですが、もう一つの考え方としまして、むしろ基本法において、男女共同参画が中長期的な意味での経済性に資するのだということを明確に宣言するというのがあるのではないかと思います。ペーパーでは児童手当拠出金の例が参考になるのではないかとということで挙げております。要するに、事業主、雇用主からすると、なぜこれを拠出しなければいけないのかという話に当然なり得るのですが、それは回り回って労働力の人材プールを豊かにして日本経済にプラスになるのだということ、これこそ説得材料ということが先ほどもございましたけれども、そのような位置づけが可能かもしれないということでございます。

その上で、結局は類型論ということになってしまうわけですが、公共調達の経済性あるいは公正性と男女共同参画の目的ということがかなりぶつかり合う場面と、むしろ手に手を取りあえる場面というのは、類型論としてはそれぞれあり得るのではないかと。

例えば、先ほど確井委員の御報告の中でも随意契約の明示的許容のリストということが予算決算会計令の中に書かれているということの御紹介がございましたけれども、これなども、結局、実務の積み重ねの中で、これはあえて財務大臣協議に上げるまでもなく大丈夫だということをリストアップしていたというふうに考えることができるのではないかと。そうなりますと、そういったステップ・バイ・ステップのアプローチというのは、若干のんきなように思われるかもしれませんが、中期的に安定的な施策ということになるのではなかろうかと存じております。

少し時間を超過してしまいましたけれども、以上で私からの報告は終わります。

ありがとうございました。

○鹿嶋座長

ありがとうございました。

これまでのお二人の委員の説明について何か質問はありますでしょうか。質問があればいただきたいと思いますが、どうですか。

それでは、続きまして、論点につきまして財務省の方から御意見をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○財務省照井補佐

財務省主計局法規課の照井と申します。本日は、会計法・契約制度についての御説明の機会をいただきましてまことにありがとうございます。

ただいま確井先生、藤谷先生からお話があった直後ということで、甚だお話しづらい点もございますが、座長試案としていただきました5点のうち、独立行政法人等につきましては会計法の適用外ということ、総合評価落札方式につきましては、今日お話しさせて

いただきます特に競争契約の中に設けられている参加資格とその趣旨が重複する部分が多分にあること、立法措置につきましては我々ののりを越えたところがあるかと考えられますので、冒頭掲げられております2つの項目について御説明をさせていただきたいと思っております。

お手元の資料8の表側「競争参加資格における男女共同参画等の社会性の評価」と題を付しておりますのが、1つ目について私どもの考えをお示しした部分でして、裏面の「競争参加資格としての『経営の状況』」、こちらが2番目の事項について述べさせていただいたものというふうにまとめております。

それでは、一番初めの「競争参加資格における男女共同参画等の社会性の評価」、こちらについて御説明させていただきます。

そもそも国が行う契約と申しますのは、国が財産権の主体として私人と対等な関係で締結をする私法上の契約という整理をしております、統治権の主体として相手方よりも優位な立場において締結するものではないということになっております。したがって、契約自由の原則もそこには妥当するのだということになります。

しかしながら、収入の原因となる契約につきましては、歳入を適切に確保するということが求められますし、特に公共調達という国庫金の支払いの原因となりますような契約につきましては、その支出が租税等による国民の方々の貴重な財源をもって充てられるということから、その原則に修正を加えるということをしております。

それがどのような形であられるのかといいますと、納税者の競争参加の機会を均等に設けるという公正性を担保しようとする原則の姿と、効率的な予算の執行を求めるという経済性の原則という形であられることとなっております。

今、ここに国の契約が公正性や経済性の原則から一般競争入札を原則的な競争方式として採用しているところですが、そのような不特定多数の者によって行われる公開の競争が導き出します弊害、不信用、不誠実な者がその競争に参加してくることがございますので、それによる公正な競争の実施を妨げるという危惧を取り払うために、そこには一般競争を合理的に行うという必要から、契約を完全に履行する能力を有する者であるのか、あるいはその契約について責任を持つ者であるのかということをお求めなければならないこととなりまして、資格要件という形でそれを制度上設けまして、資格のない者については競争への参加は認めないということにしております。

このような競争資格の趣旨から考えますと、手続へ参加するためのいかなる条件というものも、その契約の性質または目的に応じまして、当該契約の履行を確保する上で必要不可欠なものとする必要がございます。

また、経済性については、公正性の観点から価格等の契約条件の有利性のみから判断をすることとしているところでございます。

仮にその競争参加資格について、契約の実行を通じまして一定の政策目的を達しようとするような内容を含むということにいたしますと、その公正性や経済性を確保することができなくなるということになります。

原則の真ん中の箱の矢印の下にございますとおりに、多様な政策目的を競争参加資格とする場合には、当然その契約についての履行の確保には何ら問題がない、支障のない者が競争参加の機会を奪われてしまうというような事態が生じたり、あるいは、そのような参加資格と設定すべき国の政策というのは多岐にわたるので、その資格を設定するということが極めて煩瑣であり、また対象となるものが膨大になるということが懸念材料として考えられます。

加えて、経済性につきまして政策ごとに多様な価値を評価しようということで、貨幣価値以外の要素をもって評価をしようとする場合には、当然に具体的な評価の基準や手法が確立されているということが前提になりますし、それが、例えば費用便益の分析という形で行われるような場合であったとしても、建設工事では一般的な手法となっていますが、相当な経済的、事務的なコストがかかるということにも留意が必要かと思われま

す。なお、一番初めの質問にございますとおりに、地公体で行っている取り組みというのがなぜ国でできないのかということをござ

いますが、私どもは経営事項審査という形で公共工事、これについて建設業法の規定のもとで行われる評価の中に、その他の事項として社会性を評価することが許容されていると理解しておりますので、その公共工事以外の物品等の調達で、何ゆえ地公体がそのような社会性の評価というのを行っているのかということ

は承知しておりませんが、男女共同参画といったような事項を社会性というものでくくって、それを競争参加資格として設定するならば、国においても改めてそのような措置が可能なかどうかということを検討する必要があろうかと考えております。

続きまして、裏面の「競争参加資格として『経営の状況』」、こちらを私どもがどのように捉えているのかということ

を述べさせていただきます。

今、申し上げましたとおりに、一番上の箱は先ほどと重複するところがございますが、不特定多数の者による一般競争入札と申しますのは、調達の財源との関係から機会均等の考え方に立って、公開の競争を行うことで公正な処理を図って、最も有利な価格を発見しようというものでございます。

その一方で、不特定多数による公開の競争であるがゆえに、契約の履行について完全に行い得る能力を有し、かつ契約について責任を有する者から契約の相手方を選定するという措置があわせて必要となります。そのために設けられましたのが、今、申し上げました競争参加資格の制度ということになります。

一般競争入札におきます通常の一般的な競争参加資格につきましては、予算決算及び会計令という名前の会計法の下位規定になりますが、こちらの72条で定めております。

抜粋を点線の囲いの中に示してございますが、3行目の中ほどに従業員の数、資本の額、その他の経営の規模及び経営の状況に関する事項について必要な資格を定めることができるという規定になっております。

この経営の状況につきまして、私どもはその下にございますとおり、経営の内容の良否をあらわす事項、具体的には経営比率をもってあらわされるものをこれに該当すると理解しております。

したがいまして、経営の履行の確実性を判断するというに当たりまして、企業の成長性のものについては考慮の対象としていないところでございます。

座長様からの提示のあった試案につきましては、男女共同参画の推進をどのような指標で捉えるのか、あるいはその政策と成長性との因果関係がどのようなものであるのかということ踏まえた上で、なお、男女共同参画の推進というのが仮に企業の成長性を高めるものであったとしても、会計法が求める契約の履行を確保する上で必要不可欠なもの、この経営の内容の良否をあらわす事項という形では捉えがたいのかなと考えております。

以上でございます。

○鹿嶋座長

全くあっさりとは振られてしまったような感じで、なかなか難しいのですが、今の財務省の説明に対して何か質問がありましたら、どうぞ。

まず、辻村さん、どうぞ。

○辻村座長代理

御説明ありがとうございました。

さきほど聞き漏らしたのですが、座長の質問項目の中に立法措置のことがあったのですけれども、これについて、今日、お触れにならなかった理由をもう一度教えていただけますか。

○財務省照井補佐

それについての立法が必要なのかどうかということと、行うとした場合にどのような方法によるべきかというのは、基本的な制度を所管する我々ののりを越えているというふうにかえまして。

○辻村座長代理

と理解されているのですか。

○財務省照井補佐

はい。

○辻村座長代理

そうでしょうか。これは大問題だと思います。今日の御報告は、今日の時点での検討結果ですね、10年前とか5年前とかではなくて。

○財務省照井補佐

はい、そうです。

○辻村座長代理

そういたしますと、本年の6月22日の「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」の中に、具体的施策が列挙されておりました、そこに「各府省の公共調達を通じた女性の活躍の推進方策について立法措置を含めて検討する」という課題がありまして、ここは特に「思い切ったポジティブアクション」という項目に入っております。そこに担当部署として、内閣府と財務省とに書いてありますが、これは財務省の課題なのです。それなのに、立法措置を検討することは管轄外あるいはのりを越えているという御判断というのは、これはどういうことでしょうか。これは、別に政党とかが出した文書ではなくて、関係閣僚会議が出したものであって、まさに内閣の意思ですね。

○財務省照井補佐

そういうことになります。

○辻村座長代理

そうすると、内閣の意思で財務省が立法措置を含めて検討するということが、6月の段階で課題にしっかりと明示されています。それからもう4カ月たっております。それなのに現時点で立法措置については管轄外であるかのような御報告があり、また、今、お答えがあったということはどういうことなのでしょう、ちょっと理解できないのですが。

○財務省照井補佐

基本法を所管する立場といたしましては、その規定に対する特別な措置が必要なのだという関係省庁からの御要望をいただいた上で、それに対する協議にあずかるというのが、私ども通常とっている事務の処理でございます。

○辻村座長代理

手続論ですか。手続的に、まだその要望が来ていないという話ですか。では、要望が来なければずっと検討しないということですか。

○財務省照井補佐

その計画を策定した経緯等もございしますが、そこにある財務省というのは、基本的な制度を所管する財務省ということで、その特別な法制を仮に行うとするならば、それを調整する立場ということであるものと理解しております。

○辻村座長代理

ここで立法措置と書いてありますから、財務省が立法措置を含めて検討しないといけないのではないですか。例えば、ここで問題になっている会計法を今後改正するとしたら、どこをどのように改正すれば有効適切な思い切ったポジティブアクションを入れることができるのか、それが今問われているわけですから、これについては関係ないというふうに申されましたけれども。

○財務省照井補佐

関係ないということでは。

○辻村座長代理



関係ないのではなくて、検討をまだやっていないということですか、まだ検討していないということですか。

○財務省照井補佐

状況を申し上げれば、まだやっていないという状況にはありますが。

○辻村座長代理

これから検討するということですか。でも、6月22日の発表からもう4カ月もたっていますね。その間はどのような検討をされてきたのですか。申し入れがなかったから何も検討していないということですか。

○財務省照井補佐

そういうわけではございませんが、会計法そのものが、行政機関のみならず内閣から独立した会計検査院のような独立機関、あるいは国会のような立法府についても適用される一般的な基本法であるということなので、そこで個別の政策についての規定を行うというのはいかがなものかという思いは持っております。

○辻村座長代理

会計法が一般的な基本法なので個別の政策はできないというのは、どういうことですか。私は専門が憲法ですから、一般法であれば法改正をすればいいではないかというように考えますので、法改正の仕方を検討していただければよろしいのではないかと思います、それについてはいかがでしょうか。

○鹿嶋座長

今の答えを。

○財務省照井補佐

繰り返しになってしまいますが、私どもの所管する基本法というのは。

○辻村座長代理

基本法とは会計法のことですね。

○財務省照井補佐

そうです。会計法というのは、個別の政策の目的を実現するためにそこに存在する会計手続を律するものではないというふうに。

○辻村座長代理

個別の政策のために役に立たないということですか。

○財務省照井補佐

いや、その目的を達成するために必要な会計手続を規律するものではないと。

○辻村座長代理

そうすると、政策は会計法に抵触していれば何も進まないという理解ですか。会計法というのは非常にかたいもので、周りのいろんな政策課題が出てきても、会計法で解決することはできないということで、全部論外にしてしまうという論法ですか。

○財務省照井補佐

論外にということではございませんが、会計法を改正することによって解決すべき課題なのかどうかということは常に検討されるべきだと思っております。

○辻村座長代理

それで、6月以降検討をされたのですか。

○財務省照井補佐

現時点では、その必要がないと考えております。

○辻村座長代理

検討していないのではなくて、必要がないということですか。さきほどと違いますね。さきほどはまだ検討していないということだったのですけれども、検討した結果、必要がないということですか。

○財務省照井補佐

どのように改正するのかということについては、もともと、今申し上げたような我々の基本法に対する理解のもとで検討している状況にはございません。

○辻村座長代理

基本法とおっしゃいますが、ここは男女共同参画会議の専門調査会ですので基本法と言ったら男女共同参画社会基本法のことを指しますので、会計法と言っていた方がいいのですけれども。法形式上は、厳密には会計法は基本法ではないと思いますし。いずれにせよ検討をまだしていないのではなくて、改正の必要はないという御判断ですか。

○財務省照井補佐

判断と申しますか、現時点の認識と申しますか。

○辻村座長代理

これは、照井さんの認識というより財務省の認識と考えてよろしいですか。

○財務省照井補佐

省ののところまでは、まだ熟度が高まっていないと思います。

○鹿嶋座長

では、個人の認識ですか。これは議事録に残りますのでね。

○財務省照井補佐

あまりにも手続論のようで甚だ恐縮ではございますが、個別の政策の実現のための手法ということであるならば、それは会計法以外のところで解決されるべきではないのかと。

○辻村座長代理

いや、今、会計法との抵触が問題になっていきますので、会計法を改正できないかという話をしています。全然お答えの認識とは違ってきますね。

会計法と抵触するために、地方自治体のようなことができないという論法でずっと議論が進んできたものですから、それだったら会計法を改正するか、あるいは特別法をつくるか、というように確井委員などもいろいろ提案をしていらっしゃるのです。財務省はそれについてどうお考えかという質問なのである。そんな難しいことではないですよ。

○鹿嶋座長

事務局からさっき手が挙がったので。何ですか。

○恩田調整官

6月の行動計画が出て以来、公共調達に関する立法措置等の検討ということでございますので、我々といたしましても、どのような手法があるかということで、財務省といろいろ協議を重ねてきたところでございます。

それで、財務省からは、先ほど御説明があったとおり、現行の会計法の中での解釈は難しいということが言われているところでございますが、改めてこの専門委員会の中で経営の状況の一指標として捉えることができるかどうかということも議論いただいて、また、立法措置についても特別法が必要なかどうかということについても御議論いただきまして、必要であれば、当然財務省と私ども内閣府でまた協議をさせていただきたいと存じます。また年末になでしこ行動計画の工程表を作ることになりますので、その工程表の際にどのような形の方向性を示すかということで、これは今後、財務省と十分に議論させていただく事項だというふうに思っているところでございます。

○辻村座長代理

財務省の方のご回答とは違いがあるように思いましたけれども、それについては、どのように内閣府はお考えですか。一致していますか。

○恩田調整官

はい。

○鹿嶋座長

碓井委員、どうぞ。

○碓井委員

照井補佐に質問をしても酷な質問かもしれませんが、私はやはり、これからの日本がどうあるべきかという基本からスタートすべきだと思うのです。少子化が進行している深刻な事態ですね。そういうときに、今、基本法というお言葉を使いましたけれども、会計法を墨守していくということで果たしていいのですかというのが私の基本的な質問です。

つまり、それは国を挙げて取り組まなければいけない。財務省は一方で、照井さんも所属している主計局は予算を所管しているわけですね。では、今のような社会を打開していくのにどれだけお金がかかるか、それとこういうのを利用するのとどっちがどうかというのは、真剣に議論してもらいたい。私は財政制度等審議会の委員もやっていますが、それでも会計法規のことは一度も議題になっていない。これは真剣に考えてもらいたい。

以上です。

○鹿嶋座長

今についての答え、多勢に無勢でなかなか難しいでしょうが、答えてください。

○財務省照井補佐

会計法というのが何かを超越して、そこに独立して存在しているということでは決してございません。ですから、どのような手法をもって政策的な課題を解決するのかということの検討の中に会計法の改正というのも当然対象にはなるものと考えております。ただ、今、どのようにするのか、では、会計法をどのように改めるのかというような答えというのを私どもが用意しているわけではございません。政策の担当部署である内閣府と今後協議をしていくことが必要だというふうに理解しております。

○藤谷委員

先ほど来、会計法は基本法であって特別政策目的ではないというそのお考えのロジックは、私、租税法が専門ですからよくわかるのです。法人税法や所得税法本法と租税特別措置法ということで、時々政策的な、あるいは政治的な考慮でいろいろ入るにせよ、そういう不純なものは外に置いておこうという話ですね。ただ、租特の場合はそれでいいのですが、会計法において外側で、要するに本丸は崩さないで外側で、特別法でやってもらえれば、という考え方は、会計法体系の美しさよりも、実際に行われる公共契約実務をきちんとしたものにされたいという主計局の皆さんにとってかえって望ましくない結果になるのではないのでしょうか。

もうちょっと具体的に申しますと、要するに官公需法ですね。これは特別法という形で会計法の外側に置かれているのですが、辻村委員が先ほどおっしゃったように、法律として、憲法体制のもとではどちらも同じ効力ということになります。そうすると、結局両者がぶつかり合って、会計法違反かもしれないけれども官公需法の趣旨には即しているかもしれない、例えば分割発注のような慣行が実際にあつて、それはかえって我々の会計法令の透明性と実効性を低下させていると思うのです。特別法を例外扱いすることで会計法の体系の純潔性は守られていると思うのですが、かえってよくない状況を現実にもたらしているということが実際にあると思うのです。それは、本日の議題ではありませんけれども、主計局の方で頭を悩ましていらっしゃる問題だと私は勝手に認識しているのです。

となりますと、このままいくと、例えば立法措置も含めて想定されるわけですから、主計局が動かないなら議員立法で会計法との調整を付けずに一気にやりましょう、ということになると、かえって誰にとってもよくない制度になってしまうのではないかということをお私心配しています。経済性の原則が全く大事ではないと思っている人は、多分ここにはいらっしゃると思うのですが、どういう場合には大丈夫で、どういう場合にはだめか、例えばとりあえず5年間やってみて、だめなら引っ込めるということも含めていろんな立法技術はあり得ると思うのです。

そこで、恐らく日本で国の会計法令について一番詳しいのは主計局法規課の方々ですから、むしろ知恵を一緒になって出し合う、その方がお互いにとって建設的なのではないかということをお先ほど来の議論を伺っていて思いました。特にお答えを求めるものではありませんので、結構でございます。

○鹿嶋座長

いいですか、答えは。

○藤谷委員

もしいただけるのなら。

○鹿嶋座長

財務省からどうぞ。

○財務省照井補佐

藤谷先生おっしゃるとおりに、その会計法がそこにあるまま何も変わらずに、社会情勢が変化して、それに伴って生じてきた政策的な課題というのを特別な法律で解決することとして特別法が乱立するということが仮に起こってくるならば、実際に契約事務を担当する契約担当官等と呼ばれる会計課の職員は一体何を規範にして実際のこの事務を行えばいいのか。A という政策と B という政策をどちらも優先して落札者にすることができる、契約の相手方にすることができると書いてあるときに、では、A と B とどちらを優先するのかというような、実際の事務を遂行する上で悩ましい状況というのは確かに起こり得るのではないのかと思います。

そういうものを生じても仕方がないと私ども考えているわけでは決してございませんし、そのようなことを起こそうということでもございません。

したがって、実際に契約事務を遂行する上で必要な具体的な規範というものが求められるところが会計法であったり予決算であったりという姿にしたいという思いはございます。

○鹿嶋座長

会計法というのは、改正されてもうどのくらいたつのですか。今、聞いていると、我々は時代おくれの話を財務省から聞いているような感じがあって、確井委員の怒りのような質問というのは誠によく理解できるのですね。一体どのくらい皆さんはこの会計法を遵守しているのですか。我々は何年ぐらいのものを押しつけられているのですか。

○財務省照井補佐

客観的な事実を申し上げますと、会計法は昭和 22 年に制定され、第 4 章に契約に関する規定が規定されておりますが、これは昭和 36 年の会計法改正で挿入されたものとなっております。

以降、大幅な改正というのはございませんで、現在までおよそ 50 年経過したところでございます。

○鹿嶋座長

半世紀以上も経過したものが、大きな障壁になって立ちはだかっているわけですか…。我々が今直面しているさまざまな社会問題、例えば女性の活躍推進が不十分なこと、さらには少子化問題の克服等を男女共同参画の視点で議論しているわけですね。そのときに大きなハードルになっている一つが、財務省の考え方、特に旧態依然の会計法というものを基準にした考え方ではないかなと思うのです。今日は財務省に対し、多少議論が厳しくな

るのはあらかじめ御承知おきください。我々はなかなか財務省の皆さんにこういうことを言う機会がないので、今日は率直に言いたいと思っています。

○碓井委員

今、個々に契約担当官等がやるとなると複数の政策のときに選択が困るとおっしゃるのだけれども、現行の制度に即しても契約の種類ごとに決めるわけですね。それは、決して個々の公務員がいいかげんに決める、迷って決めるというものではなくて、まさにその府省の全体の方針の中で決められることですね。だから、現場の職員が迷ってやるというレベルの問題ではないでしょう。現行法でも契約担当官等というのは大変重い任務を背負って、しかも契約の種類ごとに決めるとなっているわけでしょう。だから、その延長上で考えていけばそんないいかげんなものになるはずはないという気がするのですけれどもね。

○財務省照井補佐

おっしゃるとおり、予決令 72 条ではそのように書いておりまして、現行、運用上どのように取り扱われているのかということ、公共工事と物品等の調達、役務という形で区分がなされておりますけれども、私の申し上げたかった趣旨は、国が誘導的に政策を誘引するために契約という手法を用いるということならば、法律上の義務を課しているものから閣議決定等のレベルで進めていこうという実体的な取り組みを取り交わしたもので多々ございまして、それについてのプライオリティーというのは恐らくないのだろう、同時的に複合的に解決されて推進されていくべきものなのではないのかと考えております。そうなるならば、では、書いたものはやるけれども、書いていないものはやらないですとか、そういうことになりはしないのかということとして、男女共同参画を推進するために、男女共同参画について競争参加資格に設定する、仮にそれだけしかないとした場合に、では他のものは政策として推進、誘導する必要はないのかという反対解釈と申しましょうか、政府の姿勢としてそういう受けとめもなきにしもあらずということで、政府が行うべき政策というものを全て取り上げてということになれば、まさに政府の行政機関に限らず国の活動全てがということになってしまいますので、網羅的に全てを書くというのは逆に何も書かないのと等しい。実際にどうすればいいのかということを考えれば、全てを書くというのは何も書いていないということと、もしかしたら同じような結果を招来するかもしれないという意味で申し上げさせていただきました。

○鹿嶋座長

多分、経済性、社会性のみというのは、半世紀前は合理性があったのだと思うのですがけれども、今はもう少し別の視点、社会性と言いますか、そういうものが入ってきていいのではないかという思いで聞いているのですが、他に財務省の照井補佐に質問がありましたら、どうぞ。

○榊原委員

すみません、全く明るくない分野なので、せっかくの機会なので教えていただきたいのですけれども、地方公共団体では公共調達の入札参加資格に男女共同参画に項目設定を行っているところは幾つもある。国では現状1つもないという理解でよろしいのですか。

○財務省照井補佐

公共工事を除いては。

○榑原委員

1つもないのですか。

○財務省照井補佐

私も運用実態を全て把握しているわけではないのですが、規定から申し上げれば、そのようになっているはずだと承知しています。

○榑原委員

そういうことをしようと思ったときには、担当省庁から財務省に相談があったりするものなのですか。そうではなくて各省庁が個別に判断をしてやっていないという状況なのですか。

○財務省照井補佐

競争参加資格とは経営の規模または状況に関する事項を定めるものであって、その経営の状況というのは経営の良否を判断する事項を言うのだという整理をしておりますので、その中には社会性というのは含まれませんよという形で、問われれば回答してきております。したがって、個々に各省から相談があるということではないです。

○榑原委員

これだけ地方公共団体でやっていて、大きな弊害が起きていたら是正されていると思うのですけれども、そうではないときに、当然中央政府でもこういうことをやって大丈夫なのか、やれるのかどうかということを検討されることは起こるのだろうかなど素人として想像すると、そういったような内々の相談とか非公式な打診みたいなことというのは、これまであったのでしょうか。

○財務省照井補佐

私の記憶する限りではございません。

○榑原委員

せっかくの担当者の方なので伺いたいのですけれども、他の同じような経済的な状況にある国々、例えば OECD の加盟国でも結構ですし、G8 のメンバー国でも結構なのですけれども、他の国で中央政府で公共調達におけるこういったような取り組みを行っている事例というのはあるのでしょうか。

○財務省照井補佐

今回、この会合に出席させていただくに際しまして、いただいた資料を拝見しましたら、米国ですとか韓国にはそのような調達制度を活用した政策誘引というのをやっている例があるというふうに勉強させていただきました。

○榑原委員

それは、どうして他の国ではできているのですか。

○財務省照井補佐

申しわけありません。そこまでは理解が至っておりません。

○榑原委員

要は地方ではできるけれども中央政府ではできないということではないということですね。そんなに会計法が全然違うとか、憲法が全く異質のものであるとか、そういうことなのでしょうか。

○財務省照井補佐

私どもも地方における現実、今、行われている取り組みというのが何に基づいて行われているのかということが承知していないとか、理解できていないといいたいまいしょうか、地方自治法の運用の状況というのを私どもつぶさに承知していないものですから、想像する限りにおいては建設業法というのがもともとあって、経営事項審査制度というのが創設されていて、その中に社会性というのが評価できることになっているということにとどまるものですから、では地公体での取り組みというのは一体何を根拠として行われているのかなというところで、今、とどまってしまっております。

○榑原委員

私はもちろん全然明るくはないのですがけれども、個別に幾つかの都道府県の取材をさせていただいている中で、ちょっと差別的な、優先的にこういった人たちに落札してもらおうというような取り組みをやる自治体のリーダーの方の話を伺ったときにありましたのは、できるだけ価格を安くするとか、公正にするという価格面から判断するということはもちろんあるのだけれども、自分たちの仕事は価格を安く抑えて、地域の構成メンバー、つまり納税者、有権者の利益を守ることだけではなくて、社会全体の納税者、住民の利益を最大にするということが自分たちのミッションであって、価格を一番下げるということだけではないと。住民の利益を最大にするための1つの手法が価格を抑えるということであって、利益をできるだけ最大化するときに必要な政策としてこうした差別的なものも導入する必要があるのだったら、それはやるべきでしょうと言ってやっぺらっしやると私は理解しているのです。

なので、ここで最も有利な価格を発見するためにというふうを書いていらっしやるときに、それは納税者のことをお考えになって、その利益をきちんと確保しなければいけないというミッションからだと理解したのですけれども、そこにもう少し社会的ないろいろな配慮を入れることが実は納税者の利益を最大化することというふうに入れることはできないのかなと思ってお話を伺ったのですけれども。

○財務省照井補佐

今回の座長試案として御提示されている中にもあります総合評価落札方式、これは単に価格だけではなくて、それに付随して求められる技術提案ですとか、そういった調達をし



ようとするものの「質」をあわせて評価しようということで行われる落札者の決定方式になっております。

それが適用することができるものであるならば、例えば技術提案の中に男女共同参画に資すること、それがすなわち具体的に何なのかということを示した上で、契約の内容の履行を確保するためにつながれば私どもも何ら問題ないと考えておりますけれども、先ほど来、理解があまりにも狭過ぎるのではないかと御指摘をいただいておりますが、それが何のために設けられたのかというのは、それすなわち、政策を実現するためではなくて、その契約を適正に履行するためである必要があるのだと。結果として、それが何らかの政策効果を維持し、向上させるということにつながることは全く問題ないのですけれども、そのために契約をするというのは、今の考え方の中には置かれていないということになります。

○鹿嶋座長

続いて、上村委員、どうぞ。

○上村委員

現時点で、地方自治体は男女共同参画に沿った政策ができている一方で、国の方は無理だということなのですが、地方自治体が行っている公共工事は単独事業ですか、補助事業ですか。これは事務局の方もしくは財務省の方が御存じだったら教えてほしいのですが。

○恩田調整官

補助事業も入っております。

○上村委員

補助事業が入っているのだったら、国の財源が入っているというふうに解釈できるので、その部分についてはどう考えたらいいですか。

○恩田調整官

補助事業でございますので、実施主体である地方公共団体の長が地方自治法の施行令に基づいて、競争参加資格を定めて実施するという事になっているわけでございます。資料1の2ページ目のところを見ていただくと、そこがわかりやすく図になっているのかなと思うのですが、根拠法令が地方公共団体であれば地方自治法の施行令、国であれば予法令ということで、基本とする法律なり政令が違っているというようなことによって、条文を見ていただければ同じような条文のわけでございますけれども、結果の運用が違ってきているということでございます。

○上村委員

では、もともと出所のお金は同じなのに、使い道、もしくは、渡った人が違うだけで、扱い方が変わってくるということですね。

○恩田調整官

現状では、そういうような扱い方になっているということでございます。

○鹿嶋座長

藤谷委員、どうぞ。

○藤谷委員

一緒に知恵を出してください、一緒に知恵を出しましょうと申し上げた精神で、もう少し掘り下げてお伺いしたいのですけれども、私、基本的な考え方としては、前回の会議で辻村委員からもクォーター制に関連してこういう御発言があったと思うのですが、女性ならば何でもいいというわけではなく、男女共同参画なら何でもいいというわけではなくて、ただ、そのための条件整備をすることが大事なのだということをおっしゃって、私は全くそのとおりだと思いました。

今日のお話も、例えば公共調達の原理原則が全部男女共同参画のために塗りつぶされてしまうとなると、それはやはり問題であろうと私も思います。

恐らく、先ほど来のお話を伺っていると、要するに男女共同参画が大事なことはわかるけれども、だからといって会計法、とりわけ基本法に穴をあけてしまうといろんなものが流れ込んでしまうのではないか、アリの一穴になってしまうのではないかというふうにお考えなのかなと思ったわけです。違ったら訂正していただければと思うのです。

ただ、アリの一穴という意味では、先ほど官公需法の例を挙げさせていただきましたが、もう破れてしまっているわけですね。別の中小企業政策とか、そういうことで破れてしまっているわけです。

そこで、ここからが御質問なのですけれども、いわゆるエコ調達、環境物品についてはかなり明確に列挙されて、これについては特別扱いするとなっています。これは先ほどの経済性、公正性との観点ではどのように整理されておられるか、つまり、あれも特別法でやっているわけですが、ああいう類型であればそれほど波及効果はないと整理されていらっしゃるのか、いや、あれも頭が痛いだけでも別の法律ができてしまったらしようがないと整理されていらっしゃるのか。これが1つ目の質問です。

2つ目、3つ目は、結局一緒の話になるのですけれども、例えば補助金の場合には、ありとあらゆる補助金を全部男女共同参画のために割り当てると、それはさすがに憲法第14条の問題が出てくるけれども、一部分について枠を設けるのならいいじゃないかという議論がありました。ところが、会計法令の場合には、原則を変えてしまうと歯止めが利かず、事実上、国が契約主体となる公共調達全てにおいてその要件がかぶさってきてしまうのは困る、という議論なのかなと思いました。こうした危惧は確かにわからなくもないのですが、補助金のアナロジーで考えるならば、例えば一定枠を割り当てる、1年間なり数年間のタイムフレームで考えた公共調達総額の10%程度はこういう要件を実験的にやってみる、というような立法技術はあり得るのか否か。思いつきを言っているだけなのでうまくはいかないのかもしれませんが。あるいは、租税特別措置法のアナロジーで言えば、時限立法という形もあります。私自身、公共調達でとにかく何でもどんどんやっていけば男女共同参画が進むとは、残念ながら思っていないのですが、しかし確井委員からも先ほどあ

りましたように、今の状況は、とにかく可能性のありそうなものはやってみた方がいいというぐらい切迫した状況でもあると思うのです。

そこで、今までに我々が知っている立法技術として、いわゆる実験法律と言いますか、時限を区切ってやってみて検証してみるという方法があり得ると思うのです。先ほどの私の指摘は、会計法令の中での原則論に終始することはかえってよくない、つまり一つ穴をあけてしまうと完全に流されてしまうので特別法でやってくださいという考え方はかえって会計法令の実効性を低下させる、というものでした。そうではなく、例えば環境物品のようなカテゴリーで切り出す方法があり得るか、あるいは予算の一定枠というような方法があり得るか、あるいは時間軸という形で一定の時限立法という方法があり得るか、いずれも思いつきにすぎないのですけれども、何か立法技術として両方両立させるようなものはないのかということについてももう少し、先ほども申し上げましたけれども、一番詳しい方々が率先して御検討くださるのが恐らく一番生産的な方法なのではないかと思っておりますけれども、いかがでございましょうか。

○財務省照井補佐

まず、最初のいわゆる環境物品の調達と会計法の整理でございますが、本来であれば価格による競争を行うべきという会計法の29条の6、その原則に対しまして、総合的な環境性能と呼んでいいかと思いますが、それに配慮した調達を行うということで、自動的にその法律が適用されるものとして閣議決定を経て特定されました物品の調達には総合評価落札方式を適用することになるというものが、いわゆる会計法の特例部分に当たるものと理解しております。

したがって、その面については間接的に特定の政策の目的を実現するというのではなくて、まさにダイレクトにそのようなものを買うということになるので、男女共同参画と同じ議論が可能かどうかというのは直ちにお答えするのは難しいのですが、方法としてそのようなものというのが存在しようかと思えます。

2番目、3番目の立法技術として限定的な範囲を定めるとか、あるいは適用の期間を時限的に定めるといったような方法というものも、それが会計法の中でということになると、済みません、例がないものですから、まさにやればできるということなのですが、そういう方向に向かうのかどうか、かたくなまでの会計法の一般的な性格に私どもどうしても一番の注意が向いてしまうので、方法論としては、確かにそうすれば効果としては特別な扱い、そこに規定した法の効果というのが時限的に生じることにはなろうかと思えます。

○藤谷委員

すみません、会計法の中でやるかどうかというのは、それほど大きな問題ではなくて、外側にくっつけるのでも全然構わないと思うのですけれども、そこの中身を考える人に主計局法規課のようなご専門の方が加わるのではないと、結局、会計法本体との整合性がとれなくなってしまうですねということだけですね。

つまり、さっき例に出した租税法の場合、本法と租特は両方主税局が見るわけですから、別に外に出していても整合性が一応とれるようになっているわけですね。ですから、立法技術としては外に出しても構わないと思うのです。特別法に出しておき、これは実験だよということを明示する、これは全然構わないと思うのですが、その中身のドラフティングとか、どういう立法技術があるかということについては、ご専門の方々がそれはできませんと仰るよりは、一緒に入って工夫された方が、結局いいことになるのではないかということでございます。

以上です。

○鹿嶋座長

どうぞ。

○辻村座長代理

今日お出しくださいました資料8で、例えば1ページ目の一番下の行で「国において同様の措置を講じる上では、改めての検討が必要」と、何か突き放しているのですけれども、改めての検討が必要だから、どうすればいいかというのを今日教えてほしかったわけですね。どういう検討をされたのかを、今日ヒアリングでお聞きして、私たちと一緒に議論しましょうという会だったと思うのですけれども、これについては全く検討していないということなのですか。難しいということ。さきほど、地方で実施しているではないかという議論の中で、地方でやっていることは何を根拠としているか承知していないとお答えになったのでちょっと驚いたのですけれども、この資料は、例えば今年2月に基本問題・影響調査専門調査会報告書でしっかり出ていますね。地方自治法施行令を根拠として記載したこの資料は、財務省には当然行っていますね。それに、本当は2003年から始めたポジティブアクション研究会の報告書が2005年に出ているのですが、その第2部で確井先生がしっかり書いてくださっているのです。地方自治体も宮城県が最初ですけれども、建設工事等の入札参加登録審査の際に加点方式で10点を、男女共同参画取組みを評価する事業が始まって、全国に広がっていったわけです。根拠法令は地方自治法施行令であったり、条例であったりしますけれども、そういう事実を、照井さんだけではないと思うのですが、財務省が全然承知していないとおっしゃったのですが、これまで本当に検討されてこなかったのですか。地方で何をやっているか、他の国で何をやっているか、では日本も何をやらなければいけないか、という検討の場というものも、問題意識も全くないということですか。

これは、やはりゆゆしき問題だと思うのです。男女共同参画の推進は、1999年の男女共同参画社会基本法以降、21世紀の我が国社会の最重要課題だと言っているわけですね。そこで第2次基本計画、第3次基本計画や、2020年までに30%という目標などを閣議決定して、そして喫緊の課題として思い切ったポジティブアクションをすると掲げたのです。このポジティブアクションの推進というのは国の基本的な政策ですね。しかも名指しで財務省が立法政策を含めて検討せよと明記してあるわけですね。それなのに、今日のお答えと

というのは、地方のことも知りません、外国のことも今まで知りませんでした、検討は必要だと書いてあるけれども、検討はまったくしてない、あるいは、検討の必要もない、というようなお話ですが、それでよろしいのでしょうか。少なくとも、今日までに出ている公的な資料だけでも財務省で検討して、どう答えていただけるのかを教えていただきたいかったですけれども、そこはいかがでしょうか。

ちなみに、2ページ目の「どのような指標で捉えるのか？」とか「成長性との因果関係はあるのか？」という疑問符で終わってしまっているのですけれども、今日の資料だけみても、資料3で一定の指標を出しているし、資料5で、その因果関係をどう捉えるか、いろいろな部局で検討し、さまざまな取り組みをしているわけですね。これは第三次基本計画などの方針に即してやっているわけです。財務省だけが、それと関係ない世界にいるということなのではないでしょうか。

○財務省照井補佐

関係ない世界にいるわけでは決してございません。

○辻村座長代理

検討してくださっているわけですか。

○財務省照井補佐

私どもの理解といたしましては、行動計画の中に入りました事項について担当省庁が明らかとされておりまして、内閣府と財務省と共同で立法措置も含めて検討してまいることになっておりますが、そこについては、まさに内閣府と共同でということと理解をしております。

ですから、競争参加資格の中にそのような社会性というのを盛り込むことができるのかという御質問に対しましては、それは現時点での解釈に基づけば困難であるということになってしまいますが。

○辻村座長代理

困難というのは、検討した結果、困難であるという結論が出たということですか、まだ検討中ということですか、まだ検討していないということですか。

○財務省照井補佐

その点につきましては、内閣府と一緒に考えるということです。

○辻村座長代理

これから考えるのですか。要するに、今、考えがたいとか困難であるというペーパーが出てきてしまったのですが、ここで終わってしまいますと、我々としては困るわけです。これをどのように実現していくかという方法を、今、皆さんで考えようとしているわけですから、ここで止まってしまっただけでは困りますので、今後検討して下さるという理解でよろしいですか。

○財務省照井補佐

私どもとしては、立法措置というのは一番重たい措置でございますので、その政策目的、男女共同参画の中で女性が社会で活躍する、その場を促進するというような目的をどのように実現するのかということで、あらゆる手法を使っていくのだということで、内閣府さんがまずは御検討していただけるものと理解しておりますので、そことあわせて財務省も会計法を所管する立場として、どのようにそれを調和、調整していくのかということで検討させていただくものと考えております。

○鹿嶋座長

どうぞ。

○中窪委員

私もこの分野については素人なのですがけれども、今日いろいろお聞きしてようやく状況がわかってきたようなところです。

1つには、先ほど碓井先生のお話をいただいたときに、地方はあるのに国が稀有なのはどういう理由かということ、地方の場合は長に予算執行権があるけれども、国はそれぞれ分担しているということで、分担していることが原因かなと、これを拝見して思ったのです。しかし、改めて先ほどの資料1の2枚目を見ますと、それぞれにやるときに、やはり財務省の見解があって、これは現行会計法のもとでは無理だということなので、結局、各省庁が分担するというだけではなく、こういう会計法の解釈が相まって国ではやられていないと、そういう理解でよろしいですかね。

○碓井委員

私の理解は、財務省は男女共同参画社会の実現を所管していない、だから会計法令のところに盛り込む必要はないと考えている。私は単純にそう思いました。しかし、地方公共団体の長は総合行政の立場ですから、予算執行するのだけれども、そのときに、我が市、我が町をどうしたらいいか、我が県をどうしたらいいかと一生懸命考える。そうすると、先ほど榊原委員がおっしゃったように、地方公共団体としての最良の価値を実現するにはどうしたらいいか、そういうことでございます。

もちろん、財務省協議があるからとか、そういうネックがあることは、そのとおりでございます。

○中窪委員

ありがとうございました。

それで、いずれにしても今の会計法のもとで、もし難しいという見解が残るのであれば、やはり特別法などをつくらざるを得ないということですね。そのときに、これはここで全然議論していない、私の今の個人的な思いつきですが、例えば非常にハードルの低い男女共同計画について、とにかく何か取り組んでいるということをや要件にする、それをパスしたら、あとは今までどおり、いろんな指標に基づいて、経済性に基づいてやればいけれども、そのハードルのところでそういうものを設けるということについては、会計法上あるいは会計原則として大きな問題があるとお考えでしょうか。

○財務省照井補佐

恐らくは、その手法も競争参加資格と同じような意味を持つのかと。実際に国の契約の相手方になりたいと欲する者、その調達に関心を有する者が競争に参加できるのかどうかということで、それを要件とするならば、競争参加資格というふうに捉えるべきものだと。

○中窪委員

それがもう大多数のものは当然やれるようなものであったら、それをパスしないようなものはあえて相手にするまでもない、つまり経営する資格がないとか、あるいは契約の相手方となる資格がないと見なしていいのではないかという気が私などはするのですけれども、そこは、やはりそういうものも含めて一番経済的に合理的というか、安くなるものをとるべきだと、そういう考え方になってしまうわけですか。

○財務省照井補佐

例えば、それがある要件に当たるものであってかつ男女共同参画の推進にも資するものだということがあった場合に、その男女共同参画というところを隠しても経営の状況に当たるものであるならば、それは何ら差し支えないのですが、その要件が男女共同参画に資するという項目でしかあらわし得ないものだとすると、それは、現在の経営の状況に当たらないものということになるかと思えます。

○中窪委員

そういう特別法ができればいいということなのですか。

○財務省照井補佐

その二面性を有していて、経営の状況にも当たるし、それは他の項目よりも男女共同参画に資するという政策的な効果が高いものだということが仮にそこにあるならば、それは経営の状況で取り込んで運用することは可能です。

○鹿嶋座長

よろしいでしょうか。時間的なものもありますので、このあたりで「座長試案」を急いで確認していきたいと思っております。

今、財務省とのやりとりの中で答えが出ているようなところもかなりありますけれども、まず1番目です。競争参加資格設定で、男女共同参画の社会性を評価する項目設定が行われているが、一方、国では行われていないことについて、これをどう整理したらいいか。これは確井委員の説明で、地方公共団体では予算執行権が長に所属しているということ、国は分担管理原則で予算執行権があるのだということ。それで、総合政策に持ち込みにくいということで説明がつくのだと思っております。

今までの議論をずっと聞いていると、やはり日本も調達政策の一元化のようなものが必要なのかと、調達庁と言うのですか、そういうのが必要なのかと思っておりますけれども、まずそれです。

それから、会計法が要請する公正性や経済性の原則との関係をどう考えるか、これについても大体説明が出たような気がします。確井先生は、この件について何かコメントはありますか。

○確井委員

公正性というときに、先ほども触れたことですが、末端の職員がいかげんにやるなら不公正だということになります。府省の方針に基づいてやるときに、それが不公正だとされるのは、よほどの例外的な場合だというのが私の印象ですね。

それから、経済性も本当にそれがどの程度損なわれるかと検証したら、どの程度かわかりませんね。

○鹿嶋座長

藤谷委員は、この件でコメントがありますか、いいですか。

2つ目のところですが、男女共同参画の推進を、企業の成長性を高めることにつながるものとして捉えらるれば、その場合に、競争参加資格としての「経営の状況」を一指標として位置づけられるのかどうかということですね。

これは、確井先生は難しいということでしたね。

○確井委員

それはちょっと難しいのではないかと。やった方がいいですよということは可能かもしれませんが、それ以上には無理ではないかと。

○鹿嶋座長

藤谷説もそうですね。企業の成長性との結びつき、なかなか難しいというような趣旨で発言したと思うのですが。

○藤谷委員

現行法の枠内では難しいですね。

○鹿嶋座長

公共工事、ISO の取り組みなどが入っていますね。参考資料1の5ページに、そういう問題が書かれています。その他の審査項目の中に、さまざまな要件が入っていますが、ここに例えば男女共同参画を取り込むということ、これはどうなのですか。これは、財務省に聞いてもいいのかな。こういう考えは、また否定されるのだろうかけれども。

○財務省照井補佐

ここは建設業法の中央建設業審議会が決めています。

○鹿嶋座長

失礼しました。今のここの部分について、皆さんの方でコメントはありますか。どうぞ。

○藤谷委員

資料6ページの国の状況の2つ目の○のところ、地域貢献度等を社会性を評価する項目として、これは建設業法に根拠規定があるから入れられるということなのではないでしょうか。



すみません、御説明があったかもしれないのですが、そういうことですね。わかりました。ありがとうございます。

○鹿嶋座長

2つ目の○について、どなたかありますか、どうぞ。

○榊原委員

「男女共同参画の推進を図ることは」の後の「企業の成長性を高める」というところに成長だけではなく「成長性もしくは持続性を」とか入れることはできないのでしょうか。例えば環境問題への対応というのは、成長に資するからではなくて、社会の持続性とか、別の利益につながるからと評価されているところもあると思いますし、今の少子化とか男女共同参画というのは成長だけが問題になっているのではないと理解すると、成長性だけではない、別のこともちょっと入れたいなという気がしました。

○鹿嶋座長

ただ、さっきの財務省の説明ですと、これは「経営の状況」で、いわゆる現時点のデータで判断するのですね。成長性、持続性を入れてもいいと思うのですが、こうした将来のことは、全然考慮には入っていませんよね。

○財務省照井補佐

はい。成長して有資格者となった暁には、もちろん競争に参加して、国の契約の相手方となれるわけですが、そのリスクを先に取り、経営の履行について適格者でない者というのが仮に競争参加資格を得るということを意味するならば、それは消極的に考えております。

○鹿嶋座長

我々としては、男女共同参画を推進することによって成長性につなげるということは、この中に判断の材料として入れてほしいなという思いがあるのですが、さっきの説明ですと、全くけんもほろろという感じでした。

どうぞ。

○碓井委員

私も基本的には無理だと先ほど来申し上げているのですが、ただ、御承知のとおり、PFIの場合には、債務負担行為を使って何年間かにわたって施設の管理を委ねる場合がありますね。そうすると、そういう長期のスパンで考えなければいけないというときには、持ち込む可能性があるような気がします。単発的に終わる契約の場合には無理です。

○財務省照井補佐

確かに、企業の成長性を高めると言えるならば事業の実施、継続の可能性を判断するという項目として適切であるという見方というのはあろうかと思います。

○鹿嶋座長

3つ目の○に行きます。会計法の適用のない独立行政法人等の発注する事業について、競争参加資格設定や総合評価落札方式における加点の際、男女共同参画の評価項目は幅広

く設定できるかどうかということについては、碓井先生は、男女共同参画の評価項目を設定するのは可能だということでした。

○碓井委員

形式的には省令をつくってやっていけば、ぎゅうぎゅうできるのですが、私は、それは本来の独法の精神から離れていくようで、今でさえいろいろとぎゅうぎゅう独法をいじめているようで、そういうのは果たしていいのかな、原点に戻らなければと、個人的には思っているものですから。可能は可能でしょう。

○鹿嶋座長

ただ、一方で、独法の方が自己規律してしまっているのですね。

○碓井委員

それはもちろん、せざるを得ないです。

○鹿嶋座長

藤谷委員は、どうですかね。単なる要請のみではだめなのだという趣旨でお書きになっていますが。

○藤谷委員

法的にできる、できないで言うと、今、碓井委員がおっしゃったようにできるけれども、本当にそれが望ましいかということですね。それは、もしやるのであれば閣議決定は大変かもしれませんが、政治的リーダーシップがあれば、その方向で各自の独法がやれることをやるということには生かしやすいと思いますし、ここの御質問の項目について、いろんなとり方ができるなど思ったものですから、ちょっとぼんやりした答えになってしまったのですけれども、おおむね口頭で述べたことの繰り返しになります。

○鹿嶋座長

4つ目の○、総合評価落札方式において男女共同参画等の評価項目を設定することに、品質確保の観点から合理的に説明できる分野が他に考えられないかということです。

例えば、男女共同参画基本計画に位置づけられている施策について対象を広げることができないかという問いかけですけれども、やはりこれは視点の多様性が望ましい調査・研究分野でということは藤谷説でした。

それから、雇用の状況等に可能性が見出せるというのは碓井先生でした。

藤谷先生は、男女共同参画のトップランナー数社にボーナスを与える制度というふうな書きぶりですね。補足はありますか、よろしいですか。

○藤谷委員

大丈夫です。

○鹿嶋座長

この○について、他の方で御意見はありますか。

最後のところに少し時間をとりたいと思います。新たな立法措置の問題です。どのような立法措置が必要になるのかということです。

これも、碓井委員と藤谷委員、ちょっと温度差があるような気がします。なかなか難しいのではないかというのが藤谷先生。碓井先生の方は、お書きになったものを読めばわかるのですが、現行の法制の解釈レベル、これは時間がかかるというので、立法による解決があるのだということですが、一般法制、それから特別法制による対応として、そこに留意点として幾つか、大企業と中小企業を区別すべきかどうかといったようなことを書いてあるのですけれども、これについては、財務省のハードルが高ければ、こっちの方を考えざるを得ないような気もするのですね。ここでもうちょっと具体的に皆さんから御意見があれば伺いたいと思います。藤谷、碓井両先生も補足することがあれば、ぜひお伺いしたいと思います。

○上村委員

既に地方自治体がやっているのので、せめて地方自治体のレベルまでどこまでできるのかというところを基準に考えてみたらどうですか。

○鹿嶋座長

地方自治体のレベルというと、さっき事務局の調査の説明で地方自治体はかなり男女共同参画を入れて公共調達をやっているというケース、パーセンテージが出ていましたね。都道府県レベルで6割でしたか。

○恩田調整官

66%です。

○鹿嶋座長

それが一般化すれば、国としても考えざるを得ないのではないかという気もするのですが。

○藤谷委員

私も基本的にそのお考えに賛成なのですが、若干法的に気になるところがあるとなれば、地方公共団体の場合に、実際こういう施策を、詳しくは碓井先生の教科書に書かれていますけれども、条例ではなくて首長が定める規則でやっている。しかし、各知事さんや市長さんは民主的な後ろ盾を持っていますので、そういう正当性の強みがある。そして、むしろ我が市は、我が県はこれでいくんだということを打ち出しやすい立場にある。であるから、現場の担当の方々もそれによって動きやすいと。

ただ、それに対して国の場合には、内閣はもちろん議院内閣制ですから、若干その構造が違う。先ほど閣議決定でいけるのではないか、閣議決定と基本法の合わせ技でということがあったのですが、多少そこは論点整理が必要になるのかなと。ただ、その上で方向性ということは賛成でございます。

○鹿嶋座長

碓井委員のお書きになっている男女共同参画推進協定の締結ですね。これなど、かなりおもしろそうな気もするのです。行政と男女共同参画推進協定を締結した事業者から優先調達すると。補足等々ありますか。

○碓井委員

優先ではないのですが、例えばこの契約を締結するときにはこういう条項を入れますよと契約書案を示して、それで競争に付すという手はありますね。嫌だったらアプライしなければいい。それは否定できないでしょう。だめかな。

○鹿嶋座長

今ざっと全体で議論を進めてきたのですが、最後に全体を通じて御発言のある方どうぞ。

○上村委員

これまで内閣府の事務局と財務省とのやりとりというのはどの程度あったのでしょうか。

○恩田調整官

昨年の専門調査会の取りまとめの際もやりとりをしておりますし、その結果についても、当然財務省と協議をさせていただいております。今回の6月のいわゆる「なでしこ行動計画」の取りまとめの際も財務省と事前に何回も打ち合わせをさせていただいて、どのレベルまでが現行でできるのか、ここまではなかなか難しいのではないかなというようなことについて議論させていただいておりますし、また、当然今回の専門調査会の際にもいろいろ情報交換をさせていただいているところでございます。

○鹿嶋座長

その他に言っておきたいこと。辻村委員は、感想文を出していましたね。

○辻村座長代理

先ほどの繰返しになりますが、照井補佐のお答えでは、これについて所管は内閣府だと、男女共同参画局で何かまとめて持ってくれば財務省も考えるという印象に聞こえました。主体的に財務省から何か立法措置を考えたりしていない。検討が必要になるとペーパーには書いてありますけれども、実際には、自らは何ら検討していないのではないかな、という感じを持ちました。そのあたりは、主体的に、縦割りという発想ではなくて、縦割りだとしても財務省、内閣府と名指しされているわけですから、その責務があると私は理解しますので、ぜひ今、碓井先生たちが地方などの例を引きながらこういうこともできるのではないかと、いろんなアイデアを持ってきていらっしゃることについて真摯に取り組んでいただいて、国として本当にできないのか、立法措置をとればできるのではないかなということを含めて考えていただくしかないのではないのでしょうか。地方自治体では、本当に数年でここまで広がったのです。

私は、最初2003年に宮城県の担当者からこれをやって憲法違反にならないでしょうかと相談を受けたのです。これは、やはり国策ですから、結局基本法ができて男女共同参画社会をつくろうという大きな意思のもとに法律や条例ができて、みんな国を挙げてこれに取り組もうとしている。そういう流れの中で、ぜひ工夫をしていったらいいのではないかなと答えしました。例えば約900点中10点くらいの加点だったらほとんど入札結果に関係ないのです。ですけれども、企業の社会的責任というものがありますから、この10点さえと

れない企業なのかというような問題意識に変わって行って、みんなその10点はとるようになったという報告を聞いたことがあります。

これが、やはり社会を変えていく1つの原動力だと思いますし、この宮城県の例が、例えば秋田県だとか、その後各地に広がってゆきました。よそもやっとうまくいっているからやってみようよという形で広がっていったのであり、それは、やはり目的と意思、やる気がそれをさせたのだと思うのです。

そうすると、やはり国だけがなぜできないのか、国はやる気はないのか、財務省はどうかのだと、どうしても跳ね返ってきますね。ですから、やはりやる気を見せていただきたいと言う以外にないと思うのですけれども、ぜひ具体的に検討していただいて、この次のヒアリングの機会には、検討した結果こういうのが出てきたと、これはもちろん通るかどうかはわからないけれどもこういう案があり得るといふようなプランを持ってきていただければ非常にありがたいのですが、それは無理なのでしょうか。ぜひそれをしていただきたいとお願いいたします。

#### ○榊原委員

今の御意見の関連なのですけれども、今日の照井補佐と各委員とのお話を聞いていて、非常に1つ理解できたのは、旧大蔵省の時代の話を知っているような感じがしたというのが1つです。

というのは、政府内で所管省庁だけがそのテーマをやっているという縦割りではもう突破できないような緊急性のある課題がいろいろできたからといって中央省庁改革をして、総合調整をする内閣府というものをつくったというふうに私は理解していましたし、だから各省庁を巻き込んで、横串で議論をするための課題というものを内閣府が抱えて、各担当省庁との総合調整に回る、各省庁はそれにできるだけの協力をするというふうに政府内の政策調整の仕方が変わったのだと私は理解していたのですが、どうもそうではない場面というのも結構あるのだなという印象を受けました。

それで、男女共同参画というのは確かに内閣府の所管の話ではあるのですが、内閣府の所管ということは、つまり各省庁の個別の政策テーマよりさらに上位の課題というふうに設定されているはずで、内閣府が総合調整に動き出したときには、ぜひ関係省庁としての最大限の協力をしてもらいたいと思いました。

ただ、私も財務省の方たちと、これまでいろいろな方と接してきて、大変責任感が高く、真面目で優秀な方たちがいらっしゃるといのはわかっていますので、ぜひ政策を実行していくベクトルを総合調整にも向けていただいて、今、辻村委員がおっしゃったように、せっかく今日ここに来てくださって、改めての検討が必要と照井補佐がおっしゃったとおり、その改めての検討を早急にしていただいて、このワーキング・グループは、あと1カ月くらい議論の持ち時間はあるはずですので、そこにもう一度回答を持っていただくということは難しいのでしょうか、ということをちょっと伺いたいと思いました。

#### ○財務省照井補佐

御要望は、しかと受けとめさせていただきます。

○鹿嶋座長

ありがとうございました。事務局は何かありますか。

○恩田調整官

すみません、碓井先生に1点だけ確認をさせていただければと思うのです。

先ほどの参考資料の5ページのところの経営事項審査のところの、その他の審査項目のところ、ISOの話との関連でということが出たと思うのですが、碓井先生のレジユメの2ページ目の真ん中のあたりの「契約の性質によっては、雇用の状況等を『経営の状況』として定めることが考えられる」、それで括弧で「労働福祉の状況」と書いてございますが、Wのところを見ていただきますと、ISOの前のところに、最初に「労働福祉の状況」があるわけでございます。この経営事項審査のその他の審査項目、こちらに男女共同参画が該当するのではないかというような御趣旨で構わないわけございませうか。ちょっとそこだけ確認をさせていただければと思います。

○碓井委員

ここに書いているのは、経営事項審査のことではなくて、予決令の方の経営の状況として書いているつもりなのです。

先ほど来、照井補佐からも御説明がありましたように、経営事項審査というのは建設業法に基づいて、中央建設業審議会の議を経て決めているものなのです。ですから、もちろん今、入札のところで使用されていることはありますが、建設業者としての判断の指標として第一次的にはつくられているものですから、ある意味では、会計法令を超えることを盛り込んでも直ちに経営事項審査の中身自体が違法だということには多分ならないのだろうと思います。ですから、ちょっとずれが生ずることはあり得るのだろうと思います。経営事項審査と、こっちの経営の状況とはですね。ただ、ここにはそれが参考になりますよということで書かせていただいております。

○小林推進課長

今の関連ですが、碓井先生のレジユメの2ページの下の段落で、そうしますと、男女共同参画基本法の存在をもって経営の状況の解釈に反映させることは可能ということで書いていただいているのですか、これは予決令の中の経営の状況の中に入り得ると。

先ほど成長性で説明するのは難しいとおっしゃったのですが、どういう場合であれば経営の状況の解釈に反映させ得るのかというのを教えていただければと思います。

○碓井委員

それは、要するに経営の健全度をはかる指標としてしかるべき男女共同参画社会の実現に向けた体制を整えていくこと、それは経営の健全さを示すもの、そういう理解というのにはあり得るのではないかということです。

○小林推進課長

すみません、それは、契約の性質というよりは全般にわたってそういうのはあり得るということでございますか。

○碓井委員

ただ、現行法に即して言えば、やはり契約の種類ごとに判断すべきことであろうと思います。

○鹿嶋座長

ありがとうございました。そろそろ時間ですので、本日の議論はこの辺にします。

次回の第4回は、中間整理について議論を行います。中間整理は、私が試案として提示した論点も踏まえつつ、委員の皆さんから出されたペーパーやワーキング・グループでの議論、それを含めて整理していきたいと考えております。

前回行いました補助金分野ですけれども、もう少し詳細かつ具体的な類型で整理できないかと思っております。今後、事務局から専門の先生方に相談に行くと思っておりますので、どうぞ、よろしく願いいたします。

そして、全体を理解しやすい形で再構築する作業をお願いしたいと考えております。

また、委員の皆さんには、これまでの議論を踏まえまして、新たに報告したい意見など、忌憚なく、事前に事務局にお寄せいただければと思います。御意見を踏まえて、私の方で事務局と相談の上、中間整理案を作成したいと思っております。

最後に、事務局から連絡事項をお願いいたします。

○藤井補佐

ただいま座長からお話がありましたとおり、今後、特に補助金分野につきまして、委員の先生方へ御意見、御照会を申し上げることがあるかと思っております。何とぞ、御協力のほどよろしくお願いいたします。

また、次回は12月3日月曜日15時より、今日と同じ場所で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

また、前回同様、本日配付しております資料につきましては、後日内閣府ホームページで公表いたします。議事要旨につきましては、座長に御確認いただいた後、速やかにホームページで公表いたします。議事録につきましても、本日御出席の各委員の皆様に御確認いただいた後、公表させていただきます。

○鹿嶋座長

それでは、これで第3回のワーキング・グループを終了します。

財務省の照井補佐、本当にありがとうございました。居心地が悪かったかもしれません。ありがとうございました。

皆さんもどうもありがとうございました。これで終わりにします。